

(目的)

**第1条** この基準は、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）第8条の規定により、武蔵野市が発注する工事に関する入札及び契約の過程の透明性・客観性を高めることを目的とする。

(公表の対象)

**第2条** 公表の対象は、設計金額200万円を超えるものとする。

(入札過程の公表)

**第3条** 入札過程の公表は、次に定めるとおりとする。

(1) 一般競争入札に付した場合

ア 一般競争入札参加資格確認申請書を提出した業者名及び一般競争入札参加資格の有無並びに一般競争入札参加資格がないと認めた業者についてその理由を、一般競争入札参加資格確認申請結果（第1号様式）により公表する。

イ 入札者名及び各入札者の各回の入札金額、落札者名及び落札金額並びに予定価格を入札結果（工事）（第2号様式）により公表する。ただし、入札不調の場合は、予定価格を公表しないものとする。

ウ 入札不調のため随意契約によることとした場合は、契約の相手方、契約金額及び予定価格を、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定による随意契約結果（工事）（第3号様式。以下「随意契約結果（工事）」という。）により公表する。

(2) 一般競争入札に付さない場合

ア 入札者名及び各入札者の各回の入札金額、落札者名及び落札金額、予定価格並びに指名した理由を入札結果（工事）（第4号様式）により公表する。ただし、入札不調の場合は、予定価格を公表しないものとする。

イ 入札不調のため随意契約によることとした場合は、契約の相手方、契約金額及び予定価格を、随意契約結果（工事）により公表する。

2 前項及び第5条の規定にかかわらず、武蔵野市契約事務審議委員会設置要綱（平成7年4月1日施行）第1条の規定により設置された武蔵野市契約事務審議委員会が必要と認める場合は、予定価格を事前に公表することができるものとする。

(契約内容の公表)

**第4条** 契約内容の公表は、工事請負契約の内容（第5号様式）により次に掲げる事項を公表する。

- (1) 契約の相手方の商号又は名称及び住所
- (2) 工事の名称、場所、種別及び概要
- (3) 工期
- (4) 契約金額
- (5) 随意契約をした場合は、相手方を選定した理由
- (6) 契約金額の変更を伴う契約の変更をした場合は、変更の理由

(公表の時期)

**第5条** 公表の時期は、次に定めるとおりとする。

- (1) 第3条第1号ア及びイ並びに同条第2号アに掲げる事項については、入札終了後、速やかに公表するものとする。
- (2) 第3条第1号ウ及び同条第2号イに掲げる事項については、契約の相手方及び契約金額の決定後、速やかに公表するものとする。
- (3) 第4条に掲げる事項については、契約締結後、速やかに公表するものとする。

(公表の場所)

**第6条** 公表の場所は、管財課カウンターとする。

(公表の方法)

**第7条** 公表の方法は、簿冊として管財課に備え、閲覧に供するものとする。

(公表の期間)

**第8条** 閲覧に供する期間は、公告又は指名通知をした日の属する年度及び翌年度とする。

(問い合わせ)

**第9条** 問い合わせに対する対応は、次に定めるとおりとする。

- (1) 公表していない事項についての問い合わせに対しては、応じないものとする。
- (2) 公表した事項についての問い合わせに対しては、閲覧の方法により公表している旨を伝えるものとする。

#### 付 則

この基準は、平成13年4月1日から施行する。

#### 付 則（平成14年4月1日）

この基準は、平成14年4月1日から施行する。

#### 付 則（平成23年8月1日要綱第142号）

この基準は、平成23年8月1日から施行する。

付 則（平成27年12月24日要綱第198号）

この基準は、平成27年12月24日から施行する。

付 則（令和元年12月20日要綱第140号）

この基準は、令和元年12月20日から施行する。

付 則（令和7年10月1日要綱第140号）

1 この基準は、令和7年10月1日から施行する。

2 改正後の第2条の規定は、この基準の施行の日以後に契約締結依頼書又は契約締結伺書を作成する契約について適用し、同日前に契約締結依頼書又は契約締結伺書を作成した契約については、なお従前の例による。

### 第3号様式（第3条関係）

地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定による  
随 意 契 約 結 果（工事）

契契第 号

件 名	
契約の相手方	
契 約 金 額 (消費税等込み)	金 円
契 約 年 月 日	年 月 日